|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 実　　務　　経　　験　　証　　明　　書　　（例） | | | | |
| 氏　　名 | （　　　　　年　　　月　　　日生） | | | |
| 取り扱った危険物 | 類 別 | 第　　　　類 | 品 名 |  |
| 取り扱った期間 | 年　　　月　　　日　から　　　　　年　　　月　　　日まで 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　年　　　月） | | | |
| 製造所等の区分（該当するものを○で囲むこと） | 製造所　・　貯蔵所　・　取扱所 | | | |
| 上記のとおり相違ないことを証明します。  　　　　　　　　　　　　証明年月日　　　　　　　　　　　　　　　　 　年　　　月　　　日  　　　　　　　　　　　　事 業 所 名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　  　　　　　　　　　　　　所　 在 　地  　　　　　　　　　　　　証　 明　 者　　　　職　　 名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏　　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号　　　　　　　（　　　　　） | | | | |

【記入例】

**１**

**２**

**４**

**３**

**７**

**８**

**５**

**６**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 実　　務　　経　　験　　証　　明　　書　　（例） | | | | |
| 氏　　名 | **消防　太郎**　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ **○○**年　**○**月　**○**日生） | | | |
| 取り扱った危険物 | 類 別 | 第 **４** 類 | 品 名 | **第１石油類（ガソリン）** |
| 取り扱った期間 | **○○**年 **○**月 **○**日　から　**○○**年　**○**月　**○**日まで 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（**○**年**○**月） | | | |
| 製造所等の区分（該当するものを○で囲むこと） | 製造所　・　貯蔵所　・　取扱所 | | | |
| 上記のとおり相違ないことを証明します。  　　　　　　　　　　　　証明年月日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 **○○**年 **○**月 **○**日  　　　　　　　　　　　　事 業 所 名　　　　　　　　　　　　　 **○○工場株式会社　南倉庫**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　  　　　　　　　　　　　　所　 在 　地　 　　 **○○市○町○丁目○番○号**  　　　　　　　　　　　　証　 明　 者　　　　職　　 名 　　　　　　　　　**代表取締役社長**  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏　　　名　　　　　　　　　**危険物　次郎**　　　印  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号　　　　　　　　　**000**　（ **0000** ） **0000** | | | | |

【記入要領】

実務経験証明書（例）は、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府例第55号）第48条の３に係る手続における実務経験を証明する書類の標準的な例として示すものです。当該証明書（例）に追加すべき事項がある場合は、当該事項を記載した別紙を申請書に添付させる等、地域の実情に応じて運用してください。

［実務経験証明書（例）記入要領］

１　「氏名」欄は、証明を受ける者の氏名と生年月日を記入する。

２　「取り扱った危険物」欄は、実務経験で取り扱った危険物の類及び品名とする。危険物の類が複数ある場合は、主として取り扱った危険物の類を記入し、危険物の品名についても同様に取り扱うこととする。

３　「取り扱った期間」欄は、実務経験の期間を記入する。括弧内には、合計の年月を記入する。

４　「製造所等の区分」欄は、実務を行った危険物施設の区分を〇で囲む。複数の製造所等の区分にまたがる場合は、主として実務した施設の区分を〇で囲む。

５　証明年月日は、記載内容を証明する年月日を記入する。

６　事業所名は、実務経験をした製造所等がある事業所の事業所名を記入する。

７　所在地は、当該事業所の所在地を記入する。

８　証明者は、事業所の長等、当該事業所における業務を統轄、管理する者とし、その者の職名及び氏名を記入し、押印することとする。電話番号は、証明者本人又は当該事業所のものとする。